教育研修事業の平成23年度事業報告及び平成24年度事業計画について

事業報告

公益財団法人
日本産業廃棄物処理振興センター　教育研修部

1　平成23年度教育研修事業の報告

1.1　講習会等

(1) 講習会等の概要

日廃振センターは、平成4年度より、廃棄物処理法に基づく「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規、更新)」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を実施しております。また、平成16年度からは「PCB廃棄物の収集運搬処理実務者研修会」、平成17年度からは「産業廃棄物処理実務者研修会(共催：(公社) 全国産業廃棄物連合会)、平成18年度からは「医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者講習会 (共催：(社) 日本医師会)」を実施しております。

平成23年度に開催した講習会等は、以下のとおりです。

1) 処理業の許可申請に関する新規講習会：4課程
　①産業廃棄物の収集・運搬課程
　②産業廃棄物の処分課程
　③特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程
　④特別管理産業廃棄物の処分課程
2) 処理業の許可申請に関する更新講習会：2課程
　①収集・運搬課程
　②処分課程
3) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会
　①特管責任者講習会
　②医療関係機関等を対象にした特管責任者講習会
4) PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会
5) 産業廃棄物処理実務者研修会　基礎コース
6) 放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会
7) 排出事業者を対象にした産業廃棄物マネジメント研修会

(2) 受講状況

講習会等の受講状況は、以下のとおりです。

①処理業の許可申請に関する新規講習会

新規講習会の受講者数は、約14,600名(見込み) であり、前年度と比較すると同程度でしたが、近年では減少傾向にあります。これは、平成22年に廃棄物処理法の大きな改正が行われたことにより、収集運搬課程の受講者数が増加したことによる影響があったものと考えられます(図1)。

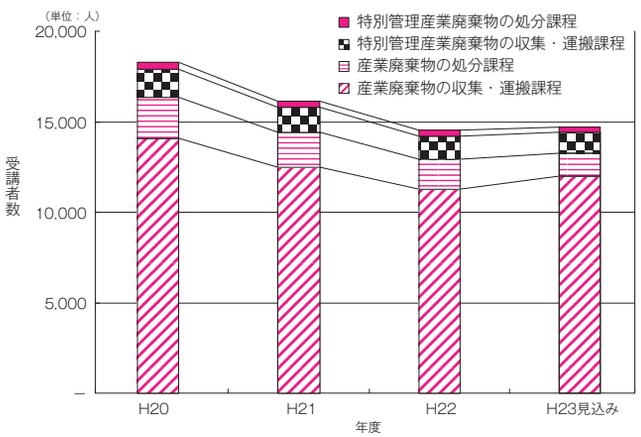


図1　処理業の許可申請に関する新規講習会の受講者数の推移

事業報告 教育研修事業の平成23年度事業報告及び平成24年度事業計画について

②処理業の許可申請に関する更新講習会

更新講習会の受講者数は、約17,500名（見込み）であり、前年度と比較すると微増でしたが、近年では横ばい傾向にあります（図2）。

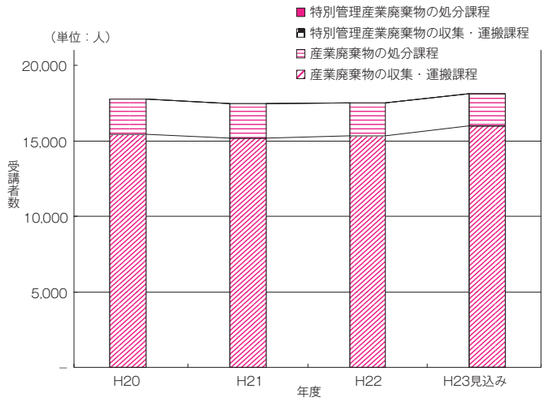


図2　処理業の許可申請に関する更新講習会の受講者数の推移

③特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会（医療関係機関等対象にした特管責任者講習会を含む）の受講者数は、約17,700名（見込み）であり、前年度と比較すると減少し、近年においても減少傾向にあります（図3）。

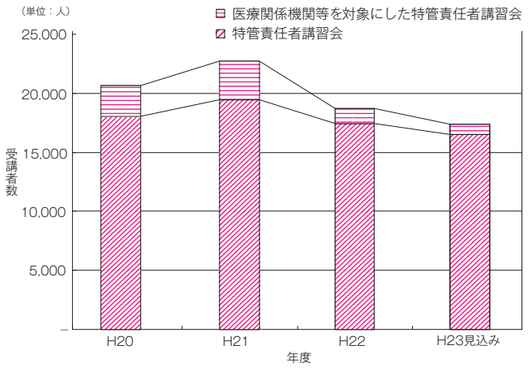


図3　特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の受講者数の推移

④ PCB廃棄物収集運搬業作業従事者講習会

PCB講習会の受講者数は、約500名（見込み）であり、前年度と比較すると同程度でしたが、経年的には減少傾向にあります（図4）。

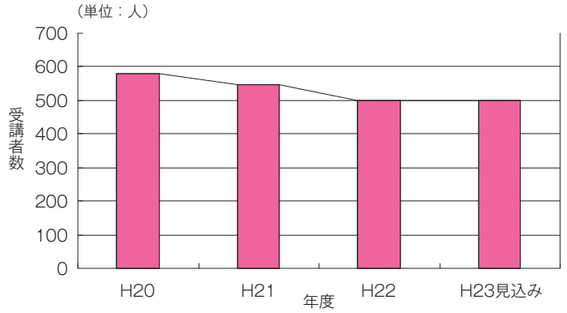


図4　PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会の受講者数の推移

⑤産業廃棄物処理実務者研修会

実務者研修会の受講者数は、約1,400名（見込み）であり、前年度の受講者数と比較すると微増でしたが、最近はほぼ横ばい傾向にあります（図5）。

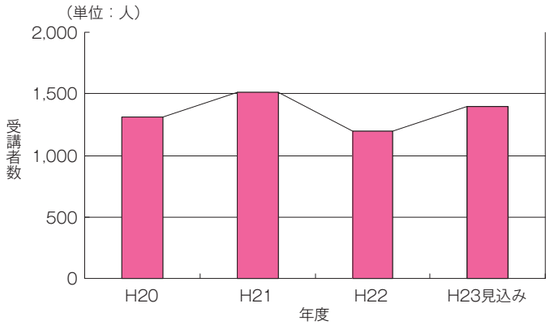


図5　産業廃棄物処理実務者研修会の受講者数の推移



図6　排出事業者を対象にした産業廃棄物マネジメント研修会の開催状況

1.2　新規事業

（1）排出事業者を対象にした産業廃棄物マネジメント研修会

企業の社会的責任（CSR）が強く求められ、かつ排出事業者責任がますます強化される中、産業廃棄物の排出事業者には、以下の社会的ニーズ等への対応が求められています。

①産業廃棄物処理の適法性の確保（コンプライアンス）

②産業廃棄物の再生利用（リサイクル）への取組み

③産業廃棄物の排出抑制と処理に伴う環境負荷の低減

平成23年度は、製造事業者にターゲットを絞り、産業廃棄物の適正管理を通じ、これら社会的ニーズへの取組みを目的とした研修会を、試行的に2回開催しました（図6）。出席者数は、合計で約200名でした。

研修会の内容は次のとおりです。

①排出事業者のための廃棄物処理法の解説（アンケート調査及び当センターによく問合せのある排出事業者からの内容を取り上げて解説）

②排出事業者責任と行政処分・罰則の事例（排出事業者におけるCSRへの関心の高まり、産業廃棄物処理の適法性の確保を狙いとして、排出事業者を指導する行政職員から事例を交えて解説）

③産業廃棄物の排出抑制と処理に伴う環境負荷低減の取組み（現場での廃棄物管理担当者から、廃棄物管理に関するコンプライアンス、リスク管理の取り組み事例等を発表）

（2）放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会

1）開催の主旨

「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」という）が、平成24年1月1日に施行され、特措法上の「特定一般廃棄物」及び「特定産業廃棄物」（いずれも8,000ベクレル／kg以下）については、廃棄物処理法の処理基準に加え、特措法に基づく処理基準に従う必要があり、また、その他の放射性物質による汚染の程度の低い8,000ベクレル／kg以下の廃棄物については、廃棄物処理法の処理基準に基づいて、処理されることとなりました。これらの処理の多くが廃棄物処理業者への委託により行われると予想されますが、処理業者にとって、このような廃棄物の処理は未

事業報告 教育研修事業の平成23年度事業報告及び平成24年度事業計画について

経験であり、放射性物質の環境への拡散抑制や処理作業に当たる従業員の被曝防止に関する知識は十分とはいえません。

このため、市町村あるいは事業者等から処理を受託することとなる処理業者等を主な対象として、関係法令や関係ガイドライン等を教材として放射性物質汚染廃棄物の適正処理、放射性物質とその人体や環境への影響に関する基礎知識、除染方法、放射性物質汚染廃棄物の処理に関する安全管理、事故時の処置等についての幅広い知識の修得を目的として本講習会を実施しました。

なお、本講習会は、放射性物質汚染廃棄物の適正処理等に関する知識の習得を目的として実施するものであり、資格取得や業の許可申請に利用できるものではありません。

2) 講習内容

①放射性物質及び除染に関する基礎知識

②放射性物質汚染対処特措法及び関係法令について

③放射性物質汚染廃棄物の処理作業に関する安全管理について

3) 受講対象者

以下の廃棄物を取り扱う処理業者及び処理を委託する排出事業者等

①放射性物質汚染対処特措法に基づく「特定一般廃棄物」又は「特定産業廃棄物」

②上記以外の8,000ベクレル／kg以下の放射性物質汚染廃棄物

2 平成24年度 教育研修事業の計画

(1) 講習会の実施

平成24年度の「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」は、昨年度に引き続き産業廃棄物処理関係者の資質の向上を図るべく、産業廃棄物処理に係る法令の習得に重点をおいた内容で実施いたします。

平成24年度講習会開催計画の概要を表１に示しますが、新規（会場）、更新（会場）、特管責任者（会場）の各講習会の開催日程は、日廃振センターホームページ（URL:http://www.jwnet.or.jp/）に掲載しております。その他の講習会の開催予定については、順次ホームページに掲載いたします。

(2) テキストの改訂等

特別管理産業廃棄物管理責任者講習会用テキストについては、平成23年度に全面改訂の作業を終えて、平成24年度の講習会より改訂版テキスト（図7）を使用します。テキスト改訂は、学習の重点箇所が重要度に応じて分かり易くする、従来の講習会テキストのレベル（質）を確保する、新たに教示すべき事項と充実させるべき事項を見直すことを方針として進めました。また、テキストの体裁については、重点箇所の強調や分かりやす

表1　平成24年度講習会開催計画

講習会課程名			受講対象者	講習日数	受講料
処理業者対象	新規講習会※1	産業廃棄物の収集・運搬課程	産業廃棄物収集・運搬業の許可を新たに受けようとする者	2日	30,400円
		産業廃棄物の処分課程	産業廃棄物処分業の許可を新たに受けようとする者	3日	48,300円
		産業廃棄物の収集・運搬、処分課程（同時受講）	産業廃棄物収集・運搬業と処分業の許可を新たに受けようとする者	4日	67,400円
		特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程	特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可を新たに受けようとする者	3日	46,200円
		特別管理産業廃棄物の処分課程	特別管理産業廃棄物処分業の許可を新たに受けようとする者	4日	68,000円
		特別管理産業廃棄物の収集・運搬、処分課程（同時受講）	特別管理産業廃棄物収集・運搬業と処分業の許可を新たに受けようとする者	5日	97,600円
	更新講習会※2	産業廃棄物の収集・運搬課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可の更新を受けようとする者	1日	20,000円
		産業廃棄物の処分課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者	2日	25,200円
		産業廃棄物の収集・運搬、処分課程（同時受講）	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集・運搬業と処分業の許可の更新を受けようとする者	2日	38,600円
排出事業者対象		特管責任者講習会※3	特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得しようとする者	1日	14,000円
		医療関係機関等を対象にした特管責任者講習会	特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得しようとする者	1日	14,000円
PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会			PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者	1日	12,000円
排出事業者を対象にした産業廃棄物マネジメント研修会			産業廃棄物処理の管理・監督責任者等	半日	6,000円
放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会			以下の廃棄物を取扱う処理業者及び処理を委託する排出事業者等 ・放射性物質汚染対処特措法に基づく「特定一般廃棄物」又は「特定産業廃棄物」 ・上記以外の8,000ベクレル／kg以下の放射性物質汚染廃棄物	1日	10,000円

※1 新規講習会：産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）
※2 更新講習会：産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）
※3 特管責任者講習会：特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

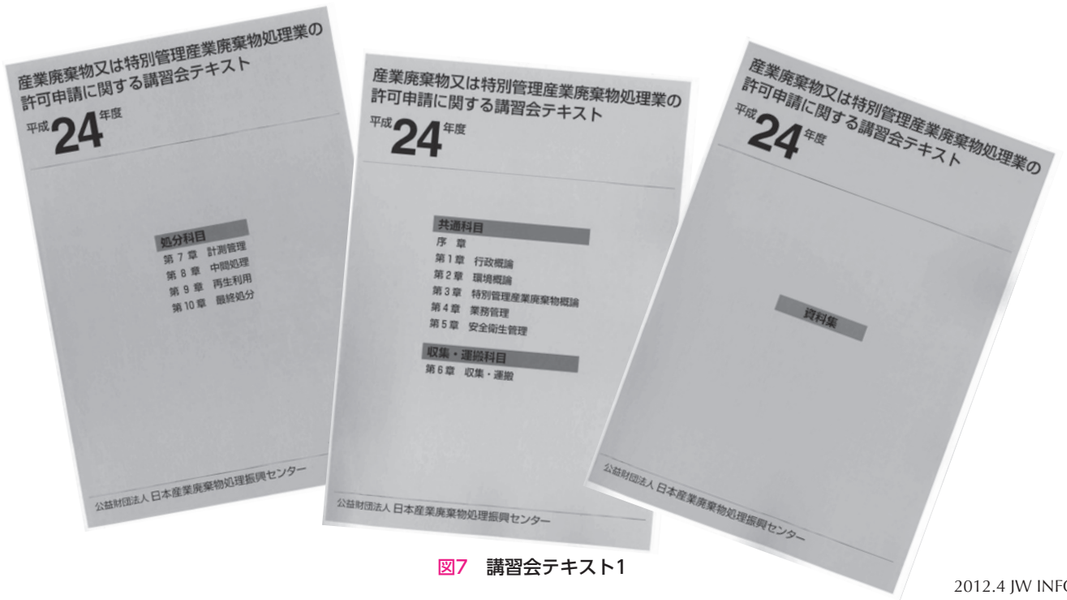


図7　講習会テキスト1

事業報告 教育研修事業の平成23年度事業報告及び平成24年度事業計画について

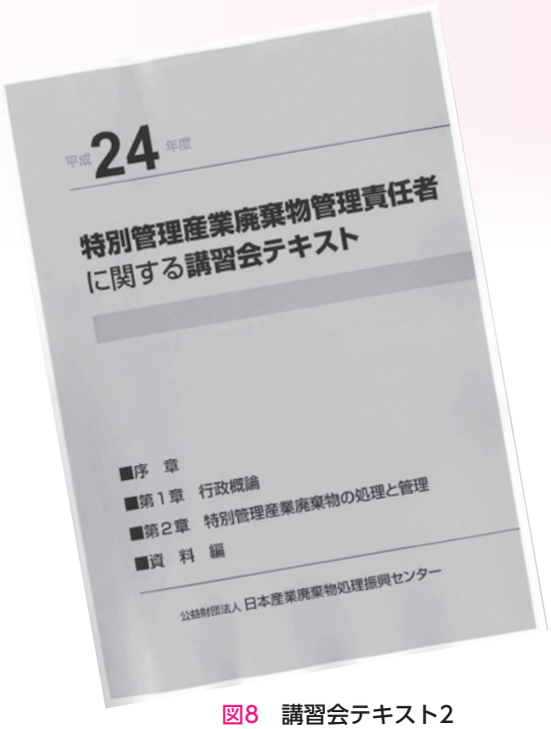


図8　講習会テキスト2

さの観点から、2色刷りを導入しました。

医療関係機関等を対象にした特別管理責任者講習会テキスト（図8）についても、同様に改訂を行う予定です。また、特別管理責任者講習会については、受講生に講習内容をより理解していただくため、ビデオ教材を導入いたします。

（3）受講料の改定

平成14年度以降、実質受講料を据え置いていましたが、昨年度からテキストの改訂に併せ、カリキュラム等の見直しを行うと同時に、今後3年間の事業経費を推計しました。その結果を勘案し、今回、特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の受講料を見直し、12,000円（税込）から14,000円（税込）に値上げを行いました。

3年後には再度事業経費を見直すこととしており、より一層の経費節減や事業の効率化を図り、受講者への負担を軽減する努力を惜しまず進めることとしたいので、ご理解をいただきたいと存じます。

（4）インターネット申込みの拡充

講習会等への受講申込み手続きの簡素化・迅速化を図るために、平成23年度は、PCB廃棄物作業従事者講習会において、インターネット申込み方式を導入しました。平成24年度は、さらに医療関係機関等を対象にした特別管理責任者講習会にも、インターネット申込み方式を導入する予定です。

おわりに

昨年度は、東北地方太平洋沖地震の影響により、一部の講習会において会場変更を余儀なくされましたが、それ以外では開催計画どおりに講習会を実施できました。講習会等の開催に当たってもご指導、ご協力いただいた、自治体の皆様、全国産業廃棄物連合会及び会員団体の皆様、各種委員会でお世話になった委員の皆様、受講者の皆様、講師の皆様においては、こころより厚く御礼申し上げます。また、平成24年度を迎えるにあたり、相変わらぬご指導、ご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。